新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第44号

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則(平成4年新潟県規則第108号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

故	別記	第1号様式(第2条関係)	不動産取得税不均-	不動産の 住 所	取得者 名 称		<u> </u>	(略)	5地域 法 出 出資者又は 二	又は設	5==5==============================	要 等 出資比率又 。		山村振興法第12 第1号のイ・第	条第1項の規定   1号のロ・第1	による保全事業 号のハ・第2号	等の種類のイ		屋屋
改 正 後			不動産取得税不均一課税申請書	一一	<b>新</b> 及	氏名	円(従業員の数		1   山村振興法第8条第4項第2号に規定する地域	資源を活用する製造業の用に供する施設又は設	 2 : 山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林	: 水産物等販売業の用に供する施設又は設備						取 得 年 月 日	
		(第2条関係)	K	住	氏名又は名称及	び代表者の氏名	資本金又は出資金の額		施設又は設備の区分	(該当番号を〇で囲								田	

第 号の       ・・・         第 号の       第 号の         第 号の       第 号の         第 号の       第 号の	(略) 注 「用途」欄は、家屋にあっては工場、倉庫等の別を、償却資産にあっては 機械 <u>及び装置</u> の別を記入すること。 添付書類 <u>1 山村振興法第12条第1項の規定による認定に係る通知書の写し</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	第2号様式 (第2条関係)         固定資産税不均一課税申請書         (略)         名       株         (略)         (略)
(型 ) (型 ) (型 ) (単 ) (単 ) (単 ) (単 ) (単 )	(略)         注 「用途」欄は、家屋にあっては工場、倉庫等の別を、償却資産にあっては、 機械、装置等の別を記入すること。         添付書類         1 (略)         2 (略)         3 (略)         4 (略)         5 (略)	第2号様式 (第2条関係)         EA 文は名称及び代表者の氏名         育の氏名         資本金又は出資金の額       円 (従業員の数 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

111111	E	% % 100%	12	定無品												明								装置等の別を記入すること。		通知書の写し
	E	%	山村振興法第12	条第1項の規定	, による認定が行	われた日										)種類   構								械、装置等の別		よる認定に係る。
	E	% %	第1号のイ・第	1号のロ・第1	号のハ・第2号	91										保全事業等の種類	第号の	第号の	第号の	第号の	第号の			、工場、倉庫、機械、		類 <u>山村振興法第12条第1項の規定による認定に係る通知書の写し</u>
出     出資者又は       資     拠出者	構 出資金額又 成 以拠出金額	等 出資比率又	山村振興法第12	条第1項の規定	による保全事業	等の種類									(5								1 (略)	2 「用途」欄は、		<sup></sup> <u>山村振興法第12</u>
法人	の 廃	稇													(盤)							(器)	灶			添付書類       1     山
-規定する地域 - る施設又は設		3.又は設備					取得価額	田		田				田		票								を、償却資産にあっ		
条第4項第2号に 製造業の用に供す	備 山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林	水産物等販売業の用に供する施設又は設備					事業供用開始 年月日		•		•	•	•	石										倉庫等の別を、		
山村振興法第8条第4項第2号に規定する地域 資源を活用する製造業の用に供する施設又は設	備山村振興法第8	水産物等販売業					年月日	•	•	•	•	•	•			構								「用途」欄は、 <u>家屋にあっては</u> 工場、倉庫等の別	装置等の別を記入すること。	
	2						途 取 得									**								途」欄は、家屋		
施設又は設備の区分 (該当番号を○で囲	むこと。)						超器	区家	世	設	備却	O 愛	概	番	(器)							(略)	注 1 (略)	2 [用]	ては機械、	添付書類

(略)	
3 2	
(略)	公布の日から施行する。
1 (#	<b>附 則</b> この規則は、
-	, J